

平成23年度 決算特別委員会（都市整備部）

発 言 者	発 言 要 旨
井上（航）委員	<p>1 さいたま新都心第8-1A街区整備に関して、平成22年度決算には、和解による損害賠償金収入や、土地利用推進費の支出などがある。この事業において、これまでの投資額と損害賠償額とを比較し、収支のバランスはどうか。</p> <p>2 県営公園の指定管理委託料の推移はどうなっているのか。年々減少していると思われるが、その要因は何か。</p>
都市整備政策課長	<p>1 平成22年度の土地利用推進費については、損害賠償額を決める際の弁護士報酬や、不動産コンサルティング費用等に充てた。損害賠償金は、これらの費用に人件費や光熱水費など、これまで要した経費を加え、民間事業者から2億6,000万円の賠償金を受けた。</p>
公園スタジアム課長	<p>2 平成18年度に指定管理者制度を導入したが、指定管理者のコスト縮減や自主事業の実施等により、導入前と比較して約26%減少した結果である。</p>
井上（航）委員	<p>1 指定管理者は経営努力をして管理費を削減している。指定管理者は、努力した分の委託料を削減されると疲弊してしまう。指定管理者の経営努力を指定管理者に還元すべきではないか。</p> <p>2 さいたま新都心第8-1A街区整備事業について、民間事業者との清算は平成22年度で完了したということによいのか。</p>
公園スタジアム課長	<p>1 指定管理は原則公募で5年間となっているが、提案された事業計画書を審査した上で、指定管理者を選定している。各年度の指定管理委託料は基本的にその提案に沿うようにしている。指定管理者として努力した分は指定管理者に帰属されるようにしている。</p>
都市整備政策課長	<p>2 損害賠償金については、平成23年2月議会で議決いただき、3月に和解合意書を取り交わした。合意書第3条で「本合意書に定める事項の他、何ら債権債務がないことを相互に確認する。」とされており、清算は完了している。</p>